

2017.06.27

【ご報告と見解】

今議会の一般質問において

共産党議員の質問通告書の表記に対する公明党からの変更要求についての見解

埼玉県議会 民進党・無所属の会 代表 浅野目義英

昨日の一般質問において、3人目の共産党・金子正江議員の質問をさえぎり、公明党議員より「通告書に不穏当な記載がある」との理由で休憩を求める動議が出され、可決された（民進は反対）。その後の休憩中の議会運営委員会において、公明党は、通告に書かれていた法律名が正式名称でないことを問題にし、通告書の書き換えと質問の中で使う法律名の変更を求めた。

しかし、もしこれが認められるようなことになれば、議会から表現の自由が失われる大問題となる事態であった。

さらに、通告書は議長に対して出されており、議長が認めて配布されているものであるから、議長の権限をも否定する要求であった。

公明・共産両党の主張が平行線の中、自然散会になったが、そもそも議長にも、通告書そのまま受け付け、机上に配布する権限を持つのみであり、内容には立ち入れないことになっており、議会の原則は表現の自由が保障される仕組みになっている。

こうした中で、最終的には公明党が主張を取り下げること、事態が収拾されたが、これは当然のことである。質問前に事前のチェックによって、表現の書き換えを強要されるようなことがあってはならない。

また、質問中に引用する法律名についても、国会での議論や報道においても正式名称ではない呼称が使われることは度々あり、埼玉県議会でも正式名称でしか法律名を呼ばないとするのは、全く妥当性を持たず、表現の自由の範疇で運用されてしかるべきである。